

平成 14 事業年度

財 務 諸 表

(添 附 書 類)

平成 14 事業年度 事業報告書

平成 14 事業年度 決算報告書

公害健康被害補償予防協会

目 次

財 務 諸 表

第一種地域勘定	1
財 産 目 録	2
貸 借 対 照 表	3
損 益 計 算 書	3
重要な会計方針等	4
第二種地域勘定	5
財 産 目 録	6
貸 借 対 照 表	7
損 益 計 算 書	7
重要な会計方針等	8
業 務 勘 定	9
財 産 目 録	10
貸 借 対 照 表	11
損 益 計 算 書	12
重要な会計方針等	12
健康被害予防事業勘定	13
財 産 目 録	14
貸 借 対 照 表	15
損 益 計 算 書	16
重要な会計方針等	16
(参 考) 総 合 表	17
貸 借 対 照 表	17
損 益 計 算 書	17
重要な会計方針等	18
添 附 書 類	
(1)平成 14 事業年度 事業報告書	19
(2)平成 14 事業年度 決算報告書	33
(3)監事の意見書	43

第一種地域勘定

財 産 目 録

平成15年3月31日現在

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動資産		円	円
現金・預金			16,046,650,632
	普通預金 東京三菱銀行 本店営業部 ほか7行	7,526,569,216	8,174,569,216
	大口定期預金 静岡銀行東京支店	648,000,000	
有価証券	政府短期証券	7,499,874,100	7,499,874,100
未収収益	未収預金利息	174,738	174,738
	普通預金 東京三菱銀行 本店営業部 ほか7行	155,162	
	大口定期預金 静岡銀行東京支店	3,018	
	政府短期証券	16,558	
未 収 金	汚染負荷量賦課金未収金 40件	158,746,232	372,032,578
	補償給付費納付金精算未収金 中央区 ほか20市区	143,025,838	
	公害保健福祉事業費納付金精算未収金 千葉市 ほか35市区	15,923,000	
	業務勘定への事務費財源繰入超過額	53,266,270	
	補償給付費納付金過払戻入未収金 港区 ほか2区市	1,071,238	
固定資産			47,719,000
株 子 の 産 資 産 の 資 付 金		47,719,000	
	業務勘定へ貸付	47,719,000	
合 計			16,094,369,632

負 債 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動負債		円	円
未 払 金	補償給付費納付金 千葉市 ほか18市区	210,470,173	218,152,596
預 り 金	国庫補助金	5,308,000	7,682,423
	政府交付金	2,123,067	
	賦 課 金	251,356	
特別法上の 引当金等			15,876,217,036
納付財源引当金		15,876,217,036	
合 計			16,094,369,632
正 味 財 産			0

貸借対照表

平成15年3月31日現在

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	16,046,650,632	流動負債	218,152,596
現金・預金	8,174,569,216	未払金	210,470,173
有価証券	7,499,874,100	預り金	7,682,423
未収収益	174,738	特別法上の引当金等	
未収金	372,032,578	納付財源引当金	15,876,217,036
固定資産	47,719,000		
		(負債合計)	16,094,369,632
投資その他の資産	47,719,000		
貸付金	47,719,000		
資産合計	16,094,369,632	負債・資本合計	16,094,369,632

損益計算書

自平成14年4月1日

至平成15年3月31日

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
経常費用		経常収益	
納付金	66,326,700,431	賦課金収入	54,826,284,000
補償給付費納付金	66,220,234,431	国庫補助金収入	35,474,000
公害保健福祉事業費納付金	106,466,000	政府交付金収入	13,436,734,466
給付免責調整支出金	35,381,450	引当金戻入	
業務勘定へ繰入	573,394,730	納付財源引当金戻入	12,978,300
引当金繰入		雑益	7,342,080
納付財源引当金繰入	1,380,521,935		
還付金			
賦課金還付金	314,300		
雑損	2,500,000		
合計	68,318,812,846	合計	68,318,812,846

重要な会計方針等

引当金の計上基準

納付財源引当金

次年度以降の補償給付費納付金に充てるため、内規に基づき、収益から費用を控除した額を計上している。

第二種地域勘定

財 産 目 録

平成 15 年 3 月 3 1 日現在

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動資産		円	円
現金・預金			2,222,699,716
			500,210
	普通預金 みずほコーポレート銀行 本店	500,210	
未収収益			6
	未収預金利息		
	普通預金 みずほコーポレート銀行 本店	6	
未収金			2,222,199,500
	特定賦課金	2,218,689,500	
	補償給付費納付金精算未収金 鳥根県 ほか1県	3,065,322	
	公害保健福祉事業費納付金精算未収金 新潟県 ほか2県	408,000	
	業務勘定への事務費財源繰入超過額	36,678	
合 計			2,222,699,716

負 債 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動負債		円	円
短期借入金			84,397,200
	業務勘定より借入	83,965,000	83,965,000
預り金			432,200
	国庫補助金	135,000	
	賦課金	297,200	
固定負債			
長期借入金			2,137,802,000
	業務勘定より借入	2,137,802,000	
特別法上の引当金等			500,516
	納付財源引当金	500,516	
合 計			2,222,699,716
正味財産			0

貸借対照表

平成15年3月31日現在

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	2,222,699,716	流動負債	84,397,200
現金・預金	500,210	短期借入金	83,965,000
未収収益	6	預り金	432,200
未収金	2,222,199,500	固定負債	
		長期借入金	2,137,802,000
		特別法上の引当金等	
		納付財源引当金	500,516
		(負債合計)	2,222,699,716
資産合計	2,222,699,716	負債・資本合計	2,222,699,716

損益計算書

自平成14年4月1日
至平成15年3月31日

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
経常費用		経常収益	
納付金	81,179,151	賦課金収入	81,830,200
補償給付費納付金	80,460,151	国庫補助金収入	239,000
公害保健福祉事業費納付金	719,000	雑益	100
業務勘定へ繰入	890,049		
引当金繰入			
納付財源引当金繰入	100		
合計	82,069,300	合計	82,069,300

重要な会計方針等

引当金の計上基準

納付財源引当金

次年度以降の補償給付費納付金に充てるため、内規に基づき、収益から費用を控除した額を計上している。

業 務 勘 定

財 産 目 録

平成15年3月31日現在

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動資産		円	円
現金・預金			746,623,558
	現金		746,087,773
	手許現金	0	
	預金	746,087,773	
	普通預金 みずほコーポレート銀行 本店	746,087,773	
未収収益			1,108
	未収預金利息	1,108	
	普通預金 みずほコーポレート銀行 本店	1,108	
未収金			534,677
	労働保険料精算未収金	534,677	

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
固定資産		円	円
有形固定資産			2,316,555,703
	車両・運搬具		49,010,519
	乗用自動車 1台	4,126,500	980,044
	減価償却累計額	3,146,456	
	工具・器具 ・ 備品		48,030,475
	電子計算機 ほか121点	88,988,460	
	減価償却累計額	40,957,985	
無形固定資産			
	電話加入権		1,303,784
	22本	1,303,784	
投資その他の資産			2,266,241,400
	貸付金		2,221,767,000
	第二種地域勘定へ貸付	2,221,767,000	
	敷金・保証金		44,474,400
	敷金		
	事務室等賃貸借契約敷金	36,174,400	
	保証金		
	事務室賃貸借契約差入保証金	8,300,000	
合 計			3,063,179,261

貸借対照表

平成15年3月31日現在

負債の部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動負債		円	円
短期借入金			172,977,984
	第一種地域勘定からの借入	47,719,000	
未払金			37,957,062
	3月分 光熱水料 ほか	37,957,062	
未払費用			6,881,354
	3月分 超過勤務手当 ほか	6,881,354	
預り金			80,420,568
	源泉所得税 ほか	80,420,568	
固定負債			716,147,603
引当金			621,358,900
	退職給与引当金	621,358,900	
資産見返勘定			94,788,703
資産見返補助金			65,025,167
	有形固定資産見返	24,930,875	
	無形固定資産等見返	40,094,292	
資産見返賦課金			29,763,536
	有形固定資産見返	24,079,644	
	無形固定資産等見返	5,683,892	
合 計			889,125,587
正味財産			2,174,053,674

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	円	流動負債	円
	746,623,558	短期借入金	172,977,984
現金・預金	746,087,773	未払金	47,719,000
未収収益	1,108	未払費用	37,957,062
未収金	534,677	未払費用	6,881,354
		預り金	80,420,568
固定資産	2,316,555,703	固定負債	716,147,603
		引当金	
有形固定資産	49,010,519	退職給与引当金	621,358,900
車両・運搬具	980,044	資産見返勘定	94,788,703
工具・器具・備品	48,030,475	資産見返補助金	65,025,167
無形固定資産		資産見返賦課金	29,763,536
電話加入権	1,303,784	(負債合計)	889,125,587
投資その他の資産	2,266,241,400	剰余金	
貸付金	2,221,767,000	利益剰余金	2,174,053,674
敷金・保証金	44,474,400	積立金	2,161,218,770
		当期利益金	12,834,904
		(資本合計)	2,174,053,674
資産合計	3,063,179,261	負債・資本合計	3,063,179,261

損 益 計 算 書

自 平成 14 年 4 月 1 日
至 平成 15 年 3 月 3 1 日

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
徴収業務費	293,972,943	国庫補助金収入	555,734,445
一般管理費	831,150,056	他勘定より受入	568,400,223
一般管理費	799,729,975	第一種地域勘定より受入	567,510,174
退職給与引当金繰入	21,746,700	第二種地域勘定より受入	890,049
減価償却費	9,673,381	資産見返戻入	10,570,304
雑損	896,923	資産見返補助金戻入	5,285,152
当期利益金	12,834,904	資産見返賦課金戻入	5,285,152
		雑益	4,149,854
合計	1,138,854,826	合計	1,138,854,826

(注) 当期利益金12,834,904円は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第95条第1項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

1. 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 44,104,441円
2. 引当金の計上基準
退職給与引当金
役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。
3. その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式による。

健康被害予防事業勘定

財 産 目 録

平成15年3月31日現在

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動資産		円	円
現金・預金			1,188,986,889
	現金		857,145,428
	手許現金	0	
	預金	857,145,428	
	普通預金 東京三菱銀行虎ノ門公務部 ほか5行	857,145,428	
仮払金	有価証券取得に伴う経過利子	60,273	60,273
未収収益			320,997,849
	未収預金利息	7,284	
	普通預金 東京三菱銀行虎ノ門公務部 ほか4行	7,284	
	未収有価証券利息	320,990,565	
未収金			10,783,339
	助成事業交付金精算未収金 台東区 ほか10市区	10,696,000	
	労働保険料精算未収金	87,339	

資 産 の 部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
固定資産		円	円
有形固定資産			51,087,188,887
	工具・器具 ・ 備品		65,827,813
	電子計算機 ほか4 1点	254,378,517	
	減価償却累計額	188,550,704	
無形固定資産			1,300,600
	電話加入権		145,600
	2本	145,600	
	版 権		1,155,000
	低公害車キャラクター	1,155,000	
投資その他の資産			51,020,060,474
	公害健康被害 予防基金資産		51,020,060,474
	普通預金 東京三菱銀行虎ノ門公務部ほか3行	3,482,196,762	
	有価証券 利付国庫債券(20年)ほか6 7銘柄	47,537,863,712	
合 計			52,276,175,776

貸借対照表

平成15年3月31日現在

負債の部			
区 分	内 訳		金 額
	摘 要	金 額	
流動負債		円	円
未 払 金			472,506,530
	直轄事業費 7件	21,279,158	468,080,206
	助成事業交付金 千葉県 ほか 39市区	438,853,000	
	3月分光熱水料 ほか	7,948,048	
未 払 費 用			2,770,707
	3月分 超過勤務手当 ほか	2,770,707	
預 り 金			1,655,617
	源泉所得税 ほか	1,655,617	
固定負債			
引 当 金			159,855,400
	退職給与引当金	159,855,400	
合 計			632,361,930
正 味 財 産			51,643,813,846

資産の部		負債及び資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
流動資産	1,188,986,889	流動負債	472,506,530
現金・預金	857,145,428	未 払 金	468,080,206
仮 払 金	60,273	未 払 費 用	2,770,707
未 収 収 益	320,997,849	預 り 金	1,655,617
未 収 金	10,783,339	固定負債	
固定資産	51,087,188,887	引 当 金	
有形固定資産		退職給与引当金	159,855,400
工具・器具・備品	65,827,813	(負債合計)	632,361,930
無形固定資産	1,300,600	資 本 金	
電話加入権	145,600	政府出資金	6,071,570,000
版 権	1,155,000	拠 出 金	44,948,490,474
投資その他の資産		工場・事業場 拠 出 金	40,823,369,179
公害健康被害 予防基金資産	51,020,060,474	関連事業者 拠 出 金	4,125,121,295
		剰 余 金	
		利益剰余金	623,753,372
		積 立 金	528,721,979
		当期利益金	95,031,393
		(資本合計)	51,643,813,846
資産合計	52,276,175,776	負債・資本合計	52,276,175,776

損 益 計 算 書

自 平成 14 年 4 月 1 日
至 平成 15 年 3 月 31 日

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
経常費用		経常収益	
健康被害 予防事業費	1,350,999,880	基金運用収入	1,772,576,103
直轄事業費	546,522,880	受取利息	1,726,013,952
助成事業費	804,477,000	有価証券償還益	18,062,151
事業管理費	18,547,100	有価証券売却益	28,500,000
一般管理費	308,084,936	雑 益	1,798,746
一般管理費	280,795,174		
退職給与 引当金繰入	10,439,000		
減価償却費	16,850,762		
雑 損	1,711,540		
当期利益金	95,031,393		
合 計	1,774,374,849	合 計	1,774,374,849

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。
2. 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。
有形固定資産 188,550,704円
3. 引当金の計上基準
退職給与引当金
役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。
4. その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

(注) 当期利益金95,031,393円は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第95条第1項の規定により、積立金として整理する。

貸借対照表

平成15年3月31日現在

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
流動資産	20,151,657,847	流動負債	763,047,362
現金・預金	9,778,302,627	未払金	716,507,441
有価証券	7,499,874,100	未払費用	9,652,061
仮払金	60,273	預り金	36,887,860
未収収益	321,173,701	固定負債	876,003,003
未収金	2,552,247,146	退職給与引当金	781,214,300
固定資産	51,181,977,590	資産見返補助金等	94,788,703
有形固定資産	114,838,332	特別法上の引当金等	
車両・運搬具	980,044	納付財源引当金	15,876,717,552
工具・器具・備品	113,858,288	(負債合計)	17,515,767,917
無形固定資産	2,604,384	資本金	
投資その他の資産	51,064,534,874	政府出資金	6,071,570,000
公害健康被害 予防基金資産	51,020,060,474	拠出金	
敷金・保証金	44,474,400	民間拠出金	44,948,490,474
		剰余金	
		利益剰余金	2,797,807,046
		積立金	2,689,940,749
		当期利益金	107,866,297
		(資本合計)	53,817,867,520
資産合計	71,333,635,437	負債・資本合計	71,333,635,437

損益計算書

自平成14年4月1日

至平成15年3月31日

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
経常費用	70,624,867,001	経常収益	70,732,733,298
納付金	66,407,879,582	賦課金収入	54,908,114,200
補償給付費納付金	66,300,694,582	基金運用収入	1,772,576,103
公害保健福祉 事業費納付金	107,185,000	国庫補助金収入	591,447,445
給付免責調整支出金	35,381,450	政府交付金収入	13,436,734,466
健康被害予防事業費	1,350,999,880	資産見返補助金等戻 入	10,570,304
徴収業務費	293,972,943	事業外収益	13,290,780
事業管理費	18,547,100	受取利息	2,038,226
一般管理費	1,139,234,992	雑益	11,252,554
一般管理費	1,112,710,849		
減価償却費	26,524,143		
納付財源引当金繰入	1,367,543,735		
事業外費用	11,307,319		
当期利益金	107,866,297		
合計	70,732,733,298	合計	70,732,733,298

(注) 当期利益金107,866,297円は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第95条第1項の規定により、積立金として整理する。

重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法によっている。

2. 固定資産の減価償却方法
法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産	232,655,145円
--------	--------------

3. 引当金の計上基準
 - (1) 退職給与引当金
役職員の退職手当の支払いに充てるため、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の全額を計上している。
 - (2) 納付財源引当金
次年度以降の補償給付費納付金に充てるため、内規に基づき、収益から費用を控除した額を計上している。

4. その他財務諸表作成のための重要な事項
消費税の会計処理方法
税込方式によっている。

添附書類（１）

平成 1 4 事業年度 事 業 報 告 書

1 協会の概要

(1) 目的

大気汚染又は水質汚濁の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償等に必要な費用を汚染原因者から徴収し都道府県等に納付するとともに、大気汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業及びこれを行う地方公共団体等に対する助成金の交付に関する業務を行うことを目的とする。

(2) 業務の内容

公害健康被害の補償等に関する法律（以下「法」という。）に基づき、次の業務を行う。

ア 賦課金の徴収に関する業務（法第88条第1号）

(ア) 汚染負荷量賦課金

大気汚染の影響による非特異的疾患（気管支ぜん息等）に係る健康被害者（被認定者）に対する補償給付費等の財源に充てるため、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収すること。

(イ) 特定賦課金

大気汚染又は水質汚濁の影響による特異的疾患（水俣病等）に係る健康被害者に対する補償給付費等の財源に充てるため、その原因者である特定施設等設置者から特定賦課金を徴収すること。

イ 法第13条第2項の規定による支払に関する業務（法第88条第2号）

補償給付を受けることができる者に対し、裁判等による損害の填補が行われ、都道府県知事等が補償給付の支給の義務を免れることになった場合、その損害を填補したばい煙発生施設等設置者からの請求に基づき、補償給付の額に相当する金額の全部又は一部を支払うこと。（給付免責調整支出金）

ウ 法第48条の規定による納付金の納付に関する業務（法第88条第3号）

旧第一種地域及び第二種地域を管轄する都道府県等が支弁する補償給付に要する費用並びに都道府県知事等が行う公害保健福祉事業に要する費用に充てるための納付金を納付すること。

エ 大気汚染の影響による健康被害予防事業に関する業務（法第88条第4号）

調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

オ 地方公共団体等が行う健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務（法第88条第5号）

大気汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設等の整備を行う地方公共団体等に対し助成金を交付すること。

カ 附帯業務（法第88条第6号）

アからオまでの業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 事務所の所在地

【本部】東京都港区六本木四丁目1番4号 電話番号 (03) 3586-6041

【支部】大阪府大阪市西区新町一丁目8番1号 電話番号 (06) 6531-3161

(4) 資本金等の状況

協会は、昭和62年の法改正により追加された健康被害予防事業に必要な経費の財源をその運用益で賄うため、昭和63事業年度から基金を造成した。基金は、大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者等から拠出される拠出金と政府から出資される出資金によって造成され、平成6事業年度末をもって51,020,060,474円の造成が完了している。

平成14事業年度末の内訳は、次のとおりである。

資本金（政府出資）	6,071,570,000円	平成13事業年度末比増減	なし
拠出金（民間拠出）	44,948,490,474円	平成13事業年度末比増減	なし

(5) 役員状況

役員は、会長1人、理事3人以内、監事1人で、会長及び監事は、環境大臣が任命し、理事は、環境大臣の認可を受けて、会長が任命する。

平成15年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

役職	氏名	任期	経歴	
会長	内田公三	平成14年6月10日 ～ 平成18年6月9日	昭和33年3月 東京大学経済学部卒業 昭和38年3月 東京大学大学院博士課程社会科学科修了 昭和38年4月 経済団体連合会事務局入局	平成9年5月 経済団体連合会事務総長 平成13年5月 経済団体連合会参与 平成14年6月 公害健康被害補償予防協会会長
理事	伊藤敬一	平成14年6月30日 ～ 平成16年6月29日	昭和37年3月 東京大学法学部卒業 昭和37年4月 通商産業省入省 昭和61年6月 通商産業局長（中国） 昭和62年6月 通検本所長	昭和63年6月 国際石油交流センター専務理事 平成10年6月 国際石油交流センター理事長 平成14年6月 公害健康被害補償予防協会理事
理事	太田幸維	平成14年6月30日 ～ 平成16年6月29日	昭和37年3月 東京大学経済学部卒業 昭和37年4月 大蔵省入省 昭和63年6月 国税庁税務大学校長 平成元年7月 地域振興整備公団理事	平成4年6月 榊陽銀行常務取締役 平成6年6月 榊陽銀行専務取締役 平成14年6月 公害健康被害補償予防協会理事

役員	氏名	任期	経歴
理事	斉藤 照夫	平成14年 6月30日 ~ 平成16年 3月31日	昭和48年 3月 東京大学法学部卒業 昭和48年 4月 環境庁入庁 平成10年 6月 同国立環境研究所総務部長 平成13年 4月 独立行政法人国立環境研究所総務部長
監事	家田 博行	平成14年 6月10日 ~ 平成16年 6月 9日	昭和37年 3月 大阪大学経済学部卒業 昭和37年 4月 行政管理庁入庁 平成 2年 7月 総務庁統計局統計基準部長 平成 5年 4月 アジア太平洋統計研修所副所長

(6) 職員の状況

職員数 70人 平成13事業年度末比増減 1名減

(7) 設立の根拠となる法律 : 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)

(8) 主管大臣 : 環境大臣

(9) 評議員会 : 評議員会は、評議員20人以内で組織し、公害健康被害補償予防協会会長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要事項を調査審議する。

(法第85条)

ア 平成14事業年度の開催状況は、次のとおりである。

(7) 第53回評議員会

平成14年9月24日

- 審議事項 1 公害健康被害補償予防協会の平成13事業年度決算の概要について
2 公害健康被害補償予防協会の平成14事業年度の事業実施状況について

(1) 第54回評議員会

平成15年3月17日

- 審議事項 1 公害健康被害補償予防協会の平成15事業年度予算・事業計画の概要について
2 公害健康被害補償予防協会の平成14事業年度の事業実施状況について

イ 平成15年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

浅井昌彦、伊藤政子、内山巖雄、加藤三郎、大木和雄、佐々木博朗、鈴木継美、只木可弘、新美春之、濱田隆一、前川美之、榊井成夫、増岡利一、増田喬史、松村弓彦、山本一元、米澤敏夫、和気洋子、渡辺 修、渡辺一秀

(10) 沿革

昭和30年代以降、大気汚染及び水質汚濁による健康被害の発生は重大な社会問題となり、その健康被害の深刻さと問題解決の困難さは四大公害裁判が如実に示すところであった。公害健康被害者の救済は、被害の発生が原因者の汚染原因物質の排出による環境汚染によるものである以上、本来はその原因者と被害者との間の民事上の損害賠償として処理されるものであるが、この解決には多大の労力と時日を要し被害者の迅速な救済を期しがたいという問題があり、なかでも原因者が不特定多数である著しい大気汚染による健康被害者の救済は、速やかな解決を必要とする課題となっていた。このため、昭和48年10月に「公害健康被害補償法」が制定されたものである。

その内容は、民事責任を踏まえて公害健康被害者の迅速な救済を目的とする行政上の補償制度であり、全国の汚染原因者から賦課金を徴収し、補償給付の支給等に必要な財源に充てることとしている。この徴収業務等を行う特殊法人として昭和49年6月に「公害健康被害補償協会」が設立された。その後、昭和61年10月の中央公害対策審議会の答申に基づき、近年の大気汚染の状況を踏まえ、昭和62年9月に「公害健康被害補償法の一部を改正する法律」が成立し、これにより昭和63年3月に題名を「公害健康被害の補償等に関する法律」に改正、また、協会の名称を「公害健康被害補償予防協会」に改め、従来業務に加えて、基金に基づく健康被害予防事業を実施することとなった。

2 事業の実施状況

(1) 事業計画の実施結果

(単位：円)

事業区分	平成10事業年度	平成11事業年度	平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度
1 賦課金の徴収に関する業務					
(1) 汚染負荷量賦課金	65,054,810,100	59,416,405,400	58,440,909,600	57,221,005,400	54,826,284,000
(2) 特定賦課金	99,542,200	95,590,600	90,322,900	84,002,700	81,830,200
2 法第13条第2項の規定による支払に関する業務 給付免責調整支出金	43,547,510	42,246,610	37,353,330	36,002,630	35,381,450
3 法第48条の規定による納付金の納付に関する業務					
(1) 旧第一種地域関係					
ア 補償給付費納付金	79,662,537,588	76,873,189,018	72,903,097,686	70,489,786,333	66,220,234,431
イ 公害保健福祉事業費納付金	135,476,000	132,275,000	121,499,000	114,992,000	106,466,000

(単位：円)

事業区分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
(2) 第二種地域関係					
ア 補償給付費納付金	97,704,724	93,932,379	88,661,509	82,609,008	80,460,151
イ 公害保健福祉事業費納付金	1,420,000	1,067,000	1,016,000	719,000	719,000
4 大気汚染の影響による健康被害予防事業に関する業務	652,437,132	662,356,279	636,391,999	620,844,495	580,226,840
5 地方公共団体等が行う健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務	983,163,000	984,421,000	930,734,000	817,607,000	804,477,000
6 附帯業務(法附則第19条の2の規定による政府の交付金等の受入に関する業務)					
(1) 公害健康被害補償予防協会交付金	16,029,214,467	14,930,858,667	13,991,299,867	13,943,570,266	13,436,734,466
(2) 公害保健福祉事業費補助金	45,614,000	44,435,000	40,825,000	38,556,000	35,713,000

(2) 各業務の実施状況

ア 賦課金の徴収に関する業務

(単位：件)

区分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
汚染負荷量賦課金徴収件数	8,799	8,756	8,721	8,682	8,635
特定賦課金徴収件数	4	4	4	4	4

イ 法第13条第2項の規定による支払に関する業務

(単位：件)

区分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
給付免責調整支出金支払件数	4	4	4	4	4

ウ 納付金の納付に関する業務

(ア) 旧第一種地域納付金納付額（県市区別）

a 補償給付費納付金

（単位：円）

区 分	平成10事業年度	平成11事業年度	平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度
千 葉 市	628,073,493	607,310,175	587,505,448	583,839,804	571,501,820
東 京 都					
千代田区	211,436,489	209,544,600	204,000,192	187,291,059	173,404,939
中央区	204,960,020	194,071,994	193,738,208	182,492,531	169,021,868
港区	590,796,813	587,214,475	526,041,575	488,000,848	456,221,499
新宿区	1,327,826,285	1,266,964,943	1,143,896,614	1,100,276,286	1,057,601,853
文京区	951,962,904	901,598,317	843,221,510	777,160,872	743,559,247
台東区	541,059,109	484,221,301	451,859,105	428,710,705	403,580,649
品川区	1,189,046,142	1,132,150,355	1,064,104,240	1,039,893,804	971,962,617
大田区	2,264,334,637	2,147,725,978	2,032,708,412	1,951,061,154	1,820,926,495
目黒区	777,308,118	751,667,529	713,974,909	700,726,791	673,299,547
渋谷区	787,396,204	740,591,632	680,410,475	665,156,237	619,259,790
豊島区	809,269,964	775,860,696	708,824,591	681,857,592	657,050,042
北区	1,441,396,364	1,303,396,203	1,247,405,236	1,166,000,957	1,028,713,785
板橋区	2,220,154,417	2,154,690,534	2,053,781,939	1,992,321,701	1,895,409,514
墨田区	855,328,660	858,397,056	826,330,550	795,612,796	750,359,775
江東区	1,449,596,656	1,613,146,578	1,671,106,277	1,686,903,973	1,594,983,280
荒川区	1,101,901,026	1,063,461,786	1,032,257,780	998,549,932	962,898,588
足立区	2,102,722,762	2,122,689,212	1,985,327,074	1,910,175,598	1,842,743,758
葛飾区	1,528,479,816	1,463,184,824	1,393,458,174	1,352,955,628	1,229,268,934
江戸川区	1,369,091,972	1,291,147,243	1,191,849,064	1,169,586,748	1,100,241,116
（東京19区計）	21,724,068,358	21,061,725,256	19,964,295,925	19,274,735,212	18,150,507,296
横 濱 市	859,271,531	848,611,700	818,629,318	790,662,493	784,875,833
川 崎 市	3,347,922,226	3,202,343,023	3,119,882,107	2,979,519,575	2,794,888,541
富 士 市	637,939,473	640,105,627	630,842,826	584,741,746	584,499,818
名 古 屋 市	5,017,718,833	4,861,144,027	4,581,671,259	4,497,288,431	4,212,297,189
愛 知 市	777,350,390	772,228,390	748,735,326	730,407,448	679,730,389
四 日 市	1,001,604,983	904,085,453	861,934,649	812,581,291	769,970,200
三 重 市	97,035,051	96,262,393	88,731,646	87,565,173	65,983,602
大 阪 府					
大 阪 市	17,659,622,996	16,958,794,208	15,849,063,749	15,292,601,086	14,308,259,899
豊 中 市	528,501,334	511,386,602	474,778,865	456,878,676	446,857,066
吹 田 市	507,709,420	491,068,661	502,345,276	466,462,352	457,375,911
守 口 市	2,210,550,752	2,226,257,578	2,074,191,285	2,039,660,277	1,933,723,570
東 大 阪 市	2,949,631,921	2,874,906,188	2,752,640,548	2,595,955,615	2,449,084,155
八 尾 市	1,552,624,686	1,499,619,403	1,415,647,223	1,405,468,394	1,301,359,265
堺 市	3,937,995,549	3,826,952,464	3,643,733,744	3,540,196,853	3,356,891,805
（大阪7市計）	29,346,636,658	28,388,985,104	26,712,400,690	25,797,223,253	24,253,551,671
神 戸 市	1,463,621,076	1,365,120,269	1,310,675,152	1,258,158,383	1,152,843,710
尼 崎 市	5,704,492,860	5,530,735,615	5,250,981,339	5,042,981,363	4,763,772,460
倉 敷 市	3,874,499,192	3,693,920,444	3,494,987,273	3,405,385,454	3,190,800,746
岡 山 市	309,510,381	276,044,086	282,138,650	288,942,363	263,715,075
北 九 州 市	1,841,413,412	1,746,095,735	1,716,076,886	1,710,160,880	1,623,049,985
大 牟 田 市	3,031,379,671	2,878,471,721	2,733,609,192	2,645,593,464	2,358,246,096
合 計	79,662,537,588	76,873,189,018	72,903,097,686	70,489,786,333	66,220,234,431

b 公害保健福祉事業費納付金

(単位：円)

区 分	平成10事業年度	平成11事業年度	平成12事業年度	平成13事業年度	平成14事業年度
千 葉 市	3,347,000	3,321,000	3,232,000	3,562,000	3,245,000
東 京 都					
千代田区	452,000	288,000	160,000	138,000	107,000
中央区	1,874,000	1,689,000	1,530,000	873,000	880,000
港区	952,000	377,000	248,000	120,000	119,000
新宿区	880,000	906,000	765,000	865,000	818,000
文京区	549,000	550,000	594,000	633,000	483,000
台東区	619,000	1,141,000	558,000	565,000	409,000
品川区	367,000	321,000	379,000	515,000	359,000
大田区	1,233,000	953,000	510,000	470,000	389,000
目黒区	1,028,000	757,000	763,000	772,000	297,000
渋谷区	201,000	189,000	419,000	446,000	113,000
豊島区	1,876,000	1,791,000	916,000	1,132,000	1,237,000
北区	1,040,000	316,000	179,000	169,000	153,000
板橋区	4,110,000	3,973,000	3,372,000	3,429,000	4,297,000
墨田区	1,580,000	1,550,000	1,542,000	1,374,000	894,000
江東区	698,000	565,000	488,000	466,000	419,000
荒川区	1,366,000	707,000	550,000	332,000	290,000
足立区	2,860,000	2,458,000	1,445,000	1,060,000	757,000
葛飾区	566,000	450,000	275,000	269,000	124,000
江戸川区	3,739,000	4,448,000	4,077,000	3,865,000	3,495,000
(東京19区計)	25,990,000	23,429,000	18,770,000	17,493,000	15,640,000
大 阪 府					
横 濱 市	2,274,000	2,856,000	2,962,000	3,292,000	4,088,000
川 崎 市	13,585,000	15,594,000	13,499,000	13,280,000	13,383,000
富 士 市	4,265,000	4,609,000	4,054,000	3,307,000	1,975,000
名 古 屋 市	13,421,000	14,464,000	14,620,000	14,225,000	14,559,000
愛 知 市	4,278,000	3,831,000	3,374,000	3,232,000	3,050,000
四 日 市	2,823,000	3,128,000	3,006,000	2,701,000	1,784,000
三 重 市	726,000	672,000	493,000	401,000	295,000
大 阪 府					
大 阪 市	17,425,000	15,389,000	13,725,000	11,939,000	10,428,000
豊 中 市	2,762,000	1,947,000	1,837,000	816,000	665,000
吹 田 市	1,824,000	1,519,000	1,924,000	1,947,000	1,792,000
守 口 市	2,449,000	2,340,000	1,887,000	1,719,000	1,603,000
東 大 阪 市	1,960,000	1,240,000	1,506,000	1,363,000	1,006,000
八 尾 市	3,411,000	3,992,000	3,852,000	3,875,000	3,625,000
堺 市	8,152,000	9,716,000	10,533,000	10,173,000	9,063,000
(大阪7市計)	37,983,000	36,143,000	35,264,000	31,832,000	28,182,000
神 戸 市	3,203,000	3,482,000	3,356,000	3,097,000	2,261,000
尼 崎 市	10,745,000	10,743,000	9,185,000	9,977,000	8,736,000
倉 敷 市	1,916,000	2,052,000	1,865,000	1,728,000	1,961,000
岡 山 市	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
北 九 州 市	6,055,000	3,736,000	2,913,000	3,019,000	3,181,000
大 牟 田 市	4,615,000	3,965,000	4,656,000	3,596,000	3,876,000
合 計	135,476,000	132,275,000	121,499,000	114,992,000	106,466,000

(1) 第二種地域納付金納付額（区市別）

a 補償給付費納付金

（単位：円）

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
新 潟 県					
新 潟 市					
富 山 県					
島 根 県	5,119,490	4,948,950	4,385,370	4,232,750	4,191,100
熊 本 県					
鹿 児 島 県					
宮 崎 県	92,585,234	88,983,429	84,276,139	78,376,258	76,269,051
合 計	97,704,724	93,932,379	88,661,509	82,609,008	80,460,151

b 公害保健福祉事業費納付金

（単位：円）

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
新 潟 県	200,000	159,000	138,000	66,000	91,000
新 潟 市	197,000	87,000	86,000	84,000	82,000
富 山 県	29,000	31,000	30,000	30,000	30,000
島 根 県					
熊 本 県	620,000	349,000	389,000	243,000	294,000
鹿 児 島 県	374,000	441,000	373,000	296,000	222,000
宮 崎 県					
合 計	1,420,000	1,067,000	1,016,000	719,000	719,000

エ 大気の影響による健康被害予防事業に関する業務

(ア) 調査研究

慢性閉塞性肺疾患の発症予防・回復・機能訓練療法に関する研究、大気環境の改善に資する調査研究など、大気の影響による健康被害の予防に関する各種の調査研究を次のとおり実施した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
大気汚染による健康影響に関する総合的研究	1 1 課題	1 1 課題	1 0 課題	1 0 課題	1 0 課題
局地汚染対策に関する調査研究	4 課題				
より低公害な自動車の普及に関する調査研究	4 課題	4 課題	4 課題	4 課題	1 課題
日本の大気汚染経験等に関する調査研究	2 課題				

(イ) 知識の普及

各種パンフレット・ビデオ等の作成、講演会の開催、低公害車フェア、大気汚染防止キャンペーンの実施などにより、地域における大気環境の改善及び慢性閉塞性肺疾患の予防等に関する知識の普及啓発を次のとおり実施した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
パンフレット等					
新規作成	2 種類 1 万 3 千部	2 種類 1 万 6 千部	2 種類 9 千部	4 種類 23 万部	2 種類 2 万部
既存増刷	28 種類 36 万 6 千部	25 種類 35 万部	23 種類 14 万 5 千部	13 種類 22 万 2 千部	20 種類 57 万 6 千部
普及啓発映画等					
新規製作			1 本	2 本	3 本
貸出件数	87 件	134 件	138 件	130 件	132 件
講演会					
開催箇所数	5 か所	3 か所	6 か所	10 か所	9 か所
聴講者数	1,113 人	408 人	1,314 人	1,213 人	1,267 人
各種イベント					
開催回数	12 回	11 回	9 回	12 回	10 回
来場者数	111,903 人	183,950 人	134,297 人	329,960 人	316,483 人

また、健康被害予防事業を推進する立場にある者に対して、事業の効率的実施に必要な情報を次のとおり提供した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
季刊誌	4 回 1 万 4 千部	4 回 1 万 4 千部	4 回 1 万 3 千部	4 回 1 万 2.2 千部	3 回 9 千部
研究レポート等	2 種類 6 百部	2 種類 1 千部		2 種類 7 百部	1 種類 4 百部

(ウ) 研修

地方公共団体が行う健康被害予防事業（協会が交付している助成金により実施している事業）に従事する者を対象に、効果的な事業の実施に必要な知識や技術を修得させるため次の研修を実施した。

区 分		平成 10 事業年度		平成 11 事業年度		平成 12 事業年度		平成 13 事業年度		平成 14 事業年度	
		期 間	受講者数	期 間	受講者数	期 間	受講者数	期 間	受講者数	期 間	受講者数
保健指導研修	1 コース	7 日間	102 人	6 日間	102 人	5 日間	79 人	5 日間	87 人	5 日間	124 人
保健指導専門家育成研修	1 コース					2 日間	16 人				
保健指導応用研修	1 コース									1 日間	40 人
機能訓練事業研修	1 コース	3 日間	56 人	3 日間	50 人	3 日間	56 人	3 日間	42 人	3 日間	62 人
健康被害予防事業担当管理職研修	1 コース	2 日間	14 人	2 日間	13 人	2 日間	18 人				
環境改善事業担当者研修	1 コース	3 日間	49 人	3 日間	43 人	3 日間	46 人	2 日間	49 人	2 日間	62 人

平成 10 事業年度より、「保健指導研修」に「生活環境・栄養指導研修」を統合し、また、「機能訓練事業研修」に「水泳指導研修」及び「ぜん息キャンプ指導研修」を統合し再編した。また、平成 14 事業年度は、「保健指導研修」及び新規の「保健指導応用研修」を関東及び関西地区の 2 ヶ所で実施。

オ 地方公共団体等が行う健康被害予防事業に対する助成金の交付に関する業務

(ア) 発症の予防、健康回復等に関する事業に対する助成

a 健康相談、健康診査及び機能訓練事業

(a) 健康相談事業

地域の住民を対象に、医師、保健婦等により気管支ぜん息等に関する相談・指導を次のとおり実施した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施自治体数	43	43	43	43	43
事業開催回数(回)	1,655	1,593	1,610	1,626	1,438

(b) 健康診査事業

地域の乳幼児を対象にアレルギーに関する問診等を行い、その結果を踏まえ医師、保健婦等によりぜん息の発症予防についての指導を次のとおり実施した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施自治体数	30	30	30	31	32
事業対象乳幼児数(人)	90,647	98,812	106,424	111,780	113,624

(c) 機能訓練事業

地域の気管支ぜん息児童を対象に、児童の健康の回復を図るため、指導員の指導のもとに水泳訓練・キャンプ等を次のとおり実施した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施自治体数	43	43	43	43	43
事業参加人数(延べ人)	44,973	43,916	44,481	42,295	43,409

b 施設等整備（助成）事業

(a) 医療機器等整備（助成）事業

地域医療の基幹をなす公的な病院等の呼吸器専門外来部門に対する医療機器等の整備を次のとおり実施した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施自治体数	6	4	4	3	2
医療機器等整備施設数	9 施設	5 施設	6 施設	4 施設	8 施設

(1) 大気環境の改善に関する事業に対する助成

a 計画作成事業

地域の大気環境改善のための事業を計画的かつ総合的に実施することを目的に、計画作成事業を次のとおり実施した。

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
計画作成自治体数	3	11	2	3	6

b 施設等整備（助成）事業

地域における大気環境の改善を図るため、低公害車導入・最新規制適合車等への代替促進、大気浄化のための植樹や緑地整備を次のとおり実施した。

(a) 低公害車普及（助成）事業

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施自治体数	35	32	29	33	29
電気自動車	7 台	9 台	7 台	8 台	2 台
メタノール自動車	28 台	11 台	6 台	3 台	2 台
天然ガス自動車	308 台	377 台	486 台	528 台	523 台
ハイブリット自動車	2 台				

(b) 最新規制適合車等代替促進（助成）事業

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施自治体数	11	10	11	6	8
副室式ディーゼル車等	655 台	436 台	277 台	157 台	308 台

(c) 大気浄化植樹（助成）事業

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施自治体数	11	7	7	9	4
植栽の整備面積 (m ²)	5,243	3,571	2,317	5,398	3,899
植栽の整備か所数	13	12	8	12	7

(d) 大気汚染対策緑地整備事業

区 分	平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
事業実施地区数	3	5	2	2	2

(3) 借入先ごとの借入金額

【該当なし】

(4) 財政投融资資金の状況

【該当なし】

(5) 国庫補助金等の状況

ア 公害健康被害補償予防協会交付金

旧第一種地域に係る補償給付費等納付金のうち、大気の汚染の原因である物質を排出する自動車分として、汚染原因者負担分の2割に相当する自動車重量税の一部を引当てることにより、政府から交付を受けている。(法附則第19条の2、法施行令附則第6項)

金額は、2-(1)事業計画の実施結果表中6に掲記する。

イ 公害保健福祉事業費補助金

旧第一種地域及び第二種地域に係る公害保健福祉事業費納付金の1/3に相当する金額について政府から補助を受けている。(法第51条)

金額は、2-(1)事業計画の実施結果表中6に掲記する。

ウ 公害健康被害補償予防協会事務費補助金

協会が行う事務の処理に要する費用の一部について、次のとおり政府から補助を受けている。(法第97条)

(単位：円)

平成 10 事業年度	平成 11 事業年度	平成 12 事業年度	平成 13 事業年度	平成 14 事業年度
587,337,000	590,364,000	583,517,000	595,304,000	561,619,000

3 子会社及び関連会社並びに関連公益法人の概要

【該当なし】

4 協会が対処すべき課題

協会は、創立以来、公害健康被害者の補償等に必要な財源について汚染原因者である工場・事業場のばい煙発生施設等設置者から汚染負荷量賦課金を徴収あるいは特定施設等設置者から特定賦課金を徴収し、関係地方公共団体に納付金を納付するという、法で定められた業務を円滑に運営することにより、公害健康被害者の迅速かつ公正な救済に大きな役割を果たしてきた。

また、昭和63年の公害健康被害補償制度改正後は、従来の業務に加え、新たに地域住民を対象とした健康被害の予防に重点を置いた健康被害予防事業を着実に実施している。

(1) 公害健康被害者の救済

公害健康被害者の救済は、今後とも環境行政の主要課題の一つである。その一翼を担う協会の賦課金徴収等の補償関係事業は、第一種地域については、制度改正後、新たな公害病患者の認定が行われないこととなったが、既被認定者に対して補償給付等は継続されており、その必要性は現在も何ら変わっていない。協会は、引き続き、既被認定者について適正な救済が行われるように、その財源である汚染負荷量賦課金等の厳正な徴収に努めることにより既被認定者の救済に万全を期することとしている。

(2) 健康被害予防事業の取り組み

平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、「基金収入の減少見込みに対応して、(中略)政策目標に即した施策の重点化を図る。」とされたことを踏まえ、平成14年度は健康相談・健康診査・機能訓練、知識の普及、研修等の事業に重点化を図ったところであるが、今後とも関係地方公共団体等の意見を聞きながら、一層効果的な事業の実施を推進することとしている。また、「KOUKEN-NET大気環境・保健情報センター」ホームページを活用し、健康被害予防事業の推進によって得られたぜん息等の予防、健康回復、大気環境の改善に資するための最新の知見や情報を幅広く提供していくこととしている。

(3) 申告・申請等手続の電子化の推進

政府の「e-Japan 重点計画」に基づき、また「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年12月)」の施行を受け、これまでの紙・フロッピーディスクによる汚染負荷量賦課金の申告及び地方公共団体の補償給付費納付金の申請に加え、平成15年度から納付義務者の利便性の向上を図るため、インターネットを利用した汚染負荷量賦課金のオンライン申告を可能とすべく準備を整えたところである。今後とも一層、申告・申請に係る手続の電子化を推進していくとともに協会の事務の効率化を図ることとしている。

(4) 独立行政法人への円滑な移行

「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、協会業務及び環境事業団の一部業務を承継する独立行政法人を設立するため、平成15年通常国会に「独立行政法人環境再生保全機構法案」が提出された。協会では、独立行政法人への円滑な移行を図るため独立行政法人準備室を設置し、必要な準備を進めているところである。

平成14事業年度 決算報告書

収 入 支 出 決 算 書
予算総則に規定した事項に係る予算の実施結果

収 入

第一種地域勘定

科 目	収 入 予 算 額	収 入 決 定 済 額	収 入 予 算 額 と 収 入 決 定 済 額 と の 差 額 (減)	備 考
	円	円	円	
(項) 賦 課 金 収 入	54,435,856,000	54,826,284,000	390,428,000	
(項) 国 庫 補 助 金 収 入	56,152,000	40,782,000	15,370,000	
(項) 政 府 交 付 金 収 入	13,445,000,000	13,438,857,533	6,142,467	
(項) 引 当 金 戻 入	2,407,863,000	12,978,300	2,394,884,700	
(項) 雑 収 入	5,112,000	7,342,080	2,230,080	
合 計	70,349,983,000	68,326,243,913	2,023,739,087	

支 出

第一種地域勘定

科 目	支出予算額	前事業年度 か 繰 越 の 額	予備費使用額	流用増減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度 への繰越額	不用額	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項) 補償給付費納付金	69,489,723,000	0	0	0	69,489,723,000	66,220,234,431	0	3,269,488,569	
(項) 公害保健福祉 事業費納付金	168,457,000	0	0	0	168,457,000	106,466,000	0	61,991,000	
(項) 給付免責調整支出金	50,000,000	0	0	0	50,000,000	35,381,450	0	14,618,550	
(項) 業務勘定へ繰入	626,691,000	0	0	0	626,691,000	573,394,730	0	53,296,270	
(項) 還 付 金	10,000,000	0	0	0	10,000,000	314,300	0	9,685,700	
合 計	70,344,871,000	0	0	0	70,344,871,000	66,935,790,911	0	3,409,080,089	

収 入

第二種地域勘定

科 目	収 入 予 算 額	収 入 決 定 済 額	収 入 予 算 額 と 収 入 決 定 済 額 と の 差 額 (減)	備 考
	円	円	円	
(項) 賦 課 金 収 入	109,558,000	81,830,200	27,727,800	
(項) 国 庫 補 助 金 収 入	1,359,000	374,000	985,000	
(項) 雑 収 入	1,000	100	900	
合 計	110,918,000	82,204,300	28,713,700	

支 出

第二種地域勘定

科 目	支出予算額	前事業年度 か 繰 越 の 額	予備費使用額	流用増 減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度 への繰越額	不用額	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項) 補償給付費納付金	105,649,000	0	0	0	105,649,000	80,460,151	0	25,188,849	
(項) 公害保健福祉 事業費納付金	4,076,000	0	0	0	4,076,000	719,000	0	3,357,000	
(項) 業務勘定へ繰入	1,192,000	0	0	0	1,192,000	890,049	0	301,951	
合 計	110,917,000	0	0	0	110,917,000	82,069,200	0	28,847,800	

収 入

業 務 勘 定

科 目	収 入 予 算 額	収 入 決 定 済 額	収 入 予 算 額 と 収 入 決 定 済 額 と の 差 額 (減)	備 考
	円	円	円	
(項) 国 庫 補 助 金 収 入	615,188,000	584,366,000	30,822,000	
(項) 他 勘 定 よ り 受 入	627,883,000	574,284,779	53,598,221	
(項) 雑 収 入	5,034,000	4,149,854	884,146	
合 計	1,248,105,000	1,162,800,633	85,304,367	

支 出

業務勘定

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度への繰越額	不用額	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項) 徴 収 業 務 費	323,533,000	0	0	0	323,533,000	303,431,005	0	20,101,995	
(項) 一 般 管 理 費	896,677,000	0	0	0	896,677,000	823,787,724	0	72,889,276	
(項) 予 備 費	15,200,000	0	0	0	15,200,000	0	0	15,200,000	
合 計	1,235,410,000	0	0	0	1,235,410,000	1,127,218,729	0	108,191,271	

収 入

健康被害予防事業勘定

科 目	収 入 予 算 額	収 入 決 定 済 額	収 入 予 算 額 と 収 入 決 定 済 額 と の 差 額 (減)	備 考
	円	円	円	
(項) 基 金 運 用 収 入	1,869,341,000	1,772,576,103	96,764,897	
(項) 雑 収 入	1,921,000	1,599,246	321,754	
合 計	1,871,262,000	1,774,175,349	97,086,651	

支 出

健康被害予防事業勘定

科 目	支出予算額	前事業年度の繰越額	予備費使用額	流用増減額	支出予算現額	支出決定済額	翌事業年度への繰越額	不用額	備 考
	円	円	円	円	円	円	円	円	
(項)健康被害予防事業費	1,520,701,000	0	0	0	1,520,701,000	1,384,703,840	0	135,997,160	
(項)事業管理費	21,388,000	0	0	0	21,388,000	18,547,100	0	2,840,900	
(項)一般管理費	319,259,000	0	0	0	319,259,000	291,565,554	0	27,693,446	
(項)還付金	200,000	0	0	0	200,000	0	0	200,000	
(項)予備費	9,714,000	0	0	0	9,714,000	0	0	9,714,000	
合 計	1,871,262,000	0	0	0	1,871,262,000	1,694,816,494	0	176,445,506	

予算の総則に規定した事項に係る予算の実施結果

平成14事業年度公害健康被害補償予防協会予算総則(以下「総則」といふ。)に規定した事項にかかる予算の実施結果は、次のとおりである。

- 1.総則第2条第1項の規定による貸付けについては、第二種地域勘定の納付金の支払資金に不足が生じたので、業務勘定から第二種地域勘定へ83,965,000円を貸付けた。
- 2.総則第3条第1項の規定による貸付けについては、第二種地域勘定の納付金の支払資金に不足が生じたが、業務勘定の余裕金でもってその不足額を賄えないため、第一種地域勘定から業務勘定へ47,719,000円を貸付けた。
- 3.総則第4条の規定による経費の流用については、これを行わなかった。
- 4.総則第5条の規定による経費の翌事業年度への繰越しについては、これを行わなかった。
- 5.総則第6条の規定による第一種地域勘定及び第二種地域勘定の補償給付費納付金の支出予算の額の増額については、これを行わなかった。

監 事 の 意 見 書

公 健 監 第 3 号
平 成 1 5 年 6 月 2 3 日

公害健康被害補償予防協会

会 長 内 田 公 三 殿

公害健康被害補償予防協会

監 事 苧 坂 和 邦

平成 1 4 事業年度公害健康被害補償予防協会
事業報告書、財務諸表及び決算報告書について

標記の件について、監査を実施した結果、その内容は妥当なものと認めます。